様式第16号（第17条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

都留市長　　　　　印

景観重要建造物指定解除通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 |  |
| 指定年月日 |  |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 | 都留市 |
| 建造物の所有者 | 住所氏名 |
| 指定の解除の日 |  |
| 適用条文 | 景観法第27条第　　項 |
| 指定の解除の理由 |  |

次の建造物について、景観重要建造物の指定を解除しましたので通知します。

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。